

令和3年度
事業計画

社会福祉法人
中津川市社会福祉協議会

法 人 理 念

高齢者も障がいのある人も子どもも、すべての住民が支え合いながら健康で、生きがいをもち「誰もが住み続けたいと思える地域の実現」をめざします

— 令和3年度重点目標 —

新しい生活様式をふまえた地域とのつながりと支え合い活動の再構築を図る

- 1 住民主体の地域福祉活動を推進するための「第3期地域福祉活動計画(計画期間:令和3年度～令和8年度)」の周知と計画1年目の推進に取り組む
- 2 5年後 10年後のあるべき姿を見据え「発展強化計画(5ヵ年計画)」に基づき「つながり、ささえる、つくりだす社協」をめざし計画1年目の事業の推進に取り組む

令和3年度 中津川市社会福祉協議会 事業計画

1 法人運営事業

役職員が一丸となり、地域住民から信頼してもらえる魅力的な組織をめざします。また、経営の健全化に向けて、全職員が経営意識を持ちながら働き安定した財政基盤の確立をめざすための財源確保に努め、職員がそれぞれの能力を最大限に発揮できるよう働きやすい職場環境づくりに取り組みます。新しい生活様式をふまえた感染症対策を適切に行い、臨機応変に各種事業が遂行できるように努めます。

1. 理事会・評議員会等の開催

本会の健全経営に向けて積極的な協議が行える会議運営を推進します。今年度、理事、監事、評議員等の任期満了による交代があることから、各役員が本会について、より一層理解を深めていただく機会を設けます。また、書面決議での開催の際には、わかりやすい書類作成に努めます。

- ①理事会・・・年5回（5・6・8・11・3月）
- ②監事による定期監査・・・年1回（5月）
- ③定時評議員会・臨時評議員会・・・年4回（6・9・12・3月）
- ④理事・監事・評議員による合同会議（2月）
- ⑤役員研修会・・・年1回（7月）
- ⑥評議員選任解任委員会・・・評議員交代の都度開催
- ⑦正副会長会議・・・年5回

2. 発展・強化計画の実行

令和3年度を初年度とする第2期発展強化計画（令和3年度～令和7年度）の推進と進捗状況を管理します。

3. 人材育成

職員が本会の人財（宝）となるようにめざします。

- ①研修の実施
 - ・県社協主催・・・社協職員キャリアパス研修、課題別研修
 - ・介護研修センター主催・・・介護職員等研修
 - ・居宅介護支援事業協議会主催・・・ケアマネジャーの研修
 - ・その他の研修・・・安全運転管理者講習等
 - ・管理者以上研修・・・年3回（講師：志賀社労士）
 - ・職員資質向上研修・・・全職員を対象とする資質向上研修
 - ・感染症対策研修・・・全事業所
 - ・職場内研修・・・外部研修受講者による報告会等
 - ・新任職員研修・・・入職1年から3年の職員を対象
 - ・法人運営、各種制度関係書籍等の購入
- ②職員資格等取得助成
 - ・国家資格、更新研修等
- ③人事考課および昇給昇格の見直し
- ④職員だよりの発行
- ⑤職員採用・配置計画の検討
- ⑥職員採用試験の実施（7月・10月）
- ⑦介護職員の処遇改善

4. 働きやすい環境の整備

- ①業務のすみ分け……業務の掌握を行う。
- ②働き方改革への適切な対応……就業規則の改正
- ③業務の効率化……I C Tの導入(給与、労務、官公庁への電子申請への対応)
- ④職場による安全管理の徹底
- ⑤組織編成の検討
 - ・社会的状況や地域課題の変化を踏まえつつ、各事業の分析と組織編成について協議検討を行う。
- ⑥適正な職員配置
- ⑦職員連絡会議の開催
 - ・経営会議(年12回)
 - ・四半期経営会議(年3回)
 - ・支所長面談(年1回)
 - ・補佐会議(年4回)
 - ・その他

5. 財政管理

各事業収支分析を行い、収入増のための協議検討および助成金等を活用した事業の取り組みを推進する。また、計画的な資産運用に努める。

6. 第31回中津川市社会福祉大会の開催

中津川市社会福祉大会を開催し、福祉功労者の顕彰を行う。また、地域福祉活動を発表することで地域住民の福祉意識の醸成を図る。

期日：令和3年11月20日(土)
会場：東美濃ふれあいセンター 歌舞伎ホール

7. 防災・感染症対策事業

- ①防災・感染症対策会議の開催(年2回以上)
 - ・災害時復旧計画、福祉避難所(市指定)、災害ボランティアセンター運営についての協議検討
 - ・感染症予防計画の策定
- ②防災・感染症対策本部訓練および職員防災訓練実施
- ③防災メールの活用

8. 社会貢献活動推進事業

一法人として社会貢献活動推進のために全職員が地域イベントなどでのボランティア参加の企画とその働きかけを行う。

2 地域福祉事業

新しい生活様式をふまえた地域のつながりづくりと支え合い活動の再構築を行います。

1. 地域福祉活動計画推進事業

地域住民主体の第3期地域福祉活動計画の一年目として、地域住民への周知と計画に沿いながら各事業を推進する。

- ①職員向けの勉強会の実施
- ②地域集会などでの説明の実施
- ③地域福祉活動計画を踏まえた各種事業の推進

2. 企業との連携強化事業

各種「福祉出前講座」の実施とその周知や地域イベントへの参加・協力により、市内の企業・法人・事業所で働くみなさんに社協活動や地域福祉の理解を深める。

- ①企業向け各種出前講座の実施
- ②働く世代向け講座の実施

3. 地区社会福祉推進協議会との協働事業

「誰もが住み続けたいと思える地域づくり」をめざして、地区社会福祉推進協議会連合会と連携・協力により小地域福祉活動の推進を図る。(15地区社協で実施)

- ①市内全域で取り組む地区社協共通事業
- ②地域の実情に応じて取り組む自主事業
- ③地域生活あんしん対策事業(歳末事業)
- ④歳末事業(歳末事業)
- ⑤地区社協サロンモデル事業
- ⑥ふくし講演会
- ⑦地区社協活動計画のための支援

4. 地域連携による福祉事業

我が事、丸ごとの考えに基づき、関係機関などとの連携強化と積極的な社会資源の活用を行う。

- ①事業の枠を超えた連携による支援や協働による事業展開の企画実施
 - ア. ちょこっと生活ボランティア養成講座・・・生活体制整備事業との連携
 - イ. 障がい者支援ボランティア養成講座・・・障がい者福祉サービス事業
生活困窮者自立支援事業との連携
 - ウ. 地域で子育てボランティア養成講座・・・生活困窮者自立支援事業との連携
- ②社協が一体になって福祉課題を解決するための連携強化や協働による事業展開の企画実施
 - ・地域で課題を抱えた人が気楽に参加することが出来る居場所作り障がい者の居場所作り(サクランボサロン運営)

5. 各連合会福祉活動助成事業

各連合会と協力し、地域福祉活動の推進を図るために助成を行う。

- ①地区社協連合会(会議や研修会開催、その他の活動への助言、協議、支援を行う。)
- ②区長会連合会(会費募集への協力について働きかけを行う。)
- ③民児協連合会(会費募集への協力について働きかけを行う。)

3 共同募金配分事業

共同募金を活用し、福祉ニーズに応じた独自性のある福祉活動や福祉の広報啓発、福祉育成、ボランティア活動の推進を行います。

1. 高齢者福祉活動

地域の高齢者を対象とした福祉活動を実施する。

① 広報紙「ふれあい通信」発行事業

ひとり暮らし高齢者などに暮らしに関する情報や福祉サービスなどの情報提供と定期的な見守り活動を目的に情報紙「ふれあい通信」を年6回発行する。

年6回（偶数月）発行。発行部数 3,500部/回。
各地区の民生委員児童委員協議会等の協力を得て対象者に配布する。

② 在宅介護用品貸出事業

車イスの一時的な貸し出しを行う。
各支所の貸し出し用車イスの状態確認を行い修理や整備を実施。

2. 障がい児者福祉活動

地域の障がい児・者を対象に福祉活動を実施する。

① 点字カレンダー贈呈事業

点字カレンダーを作成し、視覚障がい者等へ贈呈する。
14部作成。（12月実施）
登録ボランティア団体「点訳サークルともしび会」の協力により実施。

② 視覚障がい者外出サポートボランティア活動事業

視覚障がい者の方へ外出サポートボランティアを派遣する。
視覚障がい者外出サポーター養成講座を開催する。

視覚障がい者外出サポートボランティアとして社協に登録し、公的機関、病院などへの外出時のサポートするボランティアと視覚障がい者との連絡調整を行う。

③ 障がい者社会参加支援事業

精神障がい者の社会参加と仲間づくりを目的に、サロンなどを開催する。

- ア. わいわいサロンの開催（毎月第2木曜日）
- イ. ボランティア派遣（やさしいまつり、障がい児者守る会イベント他）
- ウ. 身体障害者福祉協会中津川支部等の当事者団体との連携・協議

④ 作業所交流会

本会の障がい者就労継続支援事業所の利用者家族を対象とした交流会を開催し、当事者同士の交流と情報交換を機会を設け、障がい者の自立と社会参加を図る。

本会の障がい者就労継続支援事業所で行う「作業所交流会」で、家族の交流等を行い情報交換やニーズ把握の機会とする。

⑤ 障がい児・者施設支援ボランティア講座

障がい児・者福祉施設のイベントや季節行事のボランティア派遣依頼に応じるため、施設支援ボランティアを育成する目的で講座を開催する。

障がいについての理解を深め、施設からの依頼に応じ施設とボランティアのコーディネートを目指す。施設ボランティアを育成する。

3. 児童・青少年福祉活動

地域の児童・青少年を対象とした福祉活動を実施する。

①福祉推進校指定事業

福祉活動を通じて児童・生徒の「福祉の心」を育成することを目的に、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（43校）を福祉推進校として指定し、助成を行う。
また、事業実施の成果として教頭会での事例発表会、活動事例集を関係団体へ配布を行う。

ア. 福祉推進校への助成

(幼稚園— 20,000円/園、小学校・中学校・高等学校— 50,000円/校)

幼稚園 (8園) 小学校 (18校) 中学校 (12校) 高等学校 (5校)

イ. 福祉推進校研究会年1回。冊子を作成し学校関係・社協役員等に配布。

4. 課題を抱える人への福祉活動

地域で福祉課題を抱える人を対象とした福祉活動を実施する。

①地域の居場所づくり事業

地域のひきこもりがちの方が気軽に集まれる場所を整備し、社会的孤立化防止と社会参加のための支援を行う。

地域とのつながりづくりのための常設サロンの開設。

(月～金曜日の日中に坂下地域福祉センターさくら苑内で開設)

5. 広報啓発活動

地域住民へ向け、福祉推進のための広報啓発を行う。

①広報紙「社協だより」発行事業

社協事業等福祉活動の広報啓発のため、広報紙「社協だより」(年6回)を市内全戸、法人会員、福祉推進校等に配布する。

「社協だより」の発行。(年6回 28,000部/回)
全世帯、市内企業、学校、公共施設へ配布。

②小冊子「わかりやすい社協」発行事業

社会福祉協議会の組織や役割、事業内容を紹介し、社協活動への理解を深めるための小冊子「わかりやすい社協」を発行する。

小冊子「わかりやすい社協」の発行。(800部) 社協役員会、各種研修・講座等で活用。

③インターネット活用事業

社協のホームページを運営し、地域福祉に関する情報をいち早く住民へ提供し、広報啓発を行う。

ア. ブログによる事業報告、情報提供。

イ. フェイスブック等SNSの活用。

ウ. 災害ボランティアセンター開設等、緊急時のホームページ活用の検討・準備。

6. 福祉育成・援助活動

地域住民を対象に福祉育成・援助活動を実施する。

①福祉の相談事業

「心配ごと相談所」、「福祉の法律相談窓口」を開設し、心配ごと相談員(民生委員等)や法テラスの弁護士が地域住民の悩みごとに対して、相談や助言を行うことで福祉課題解決のための支援を行う。

- ア. 「心配ごと相談」・・・健康福祉会館で月2回開催
- イ. 「福祉の法律相談窓口」・・・付知総合事務所で月1回開催

②福祉の人材育成（ボランティア講師派遣）事業

福祉に関する理解促進と福祉ボランティアの育成などを目的に、福祉ボランティア活動に関する研修や体験を希望する住民や学校、企業など関係団体へ福祉に関する講師の紹介と派遣を行う。

- ア. 高齢者疑似体験、車イス体験、視覚障がい者外出サポート体験、福祉ボランティア体験等に関する講師紹介と講師派遣
- イ. 広報紙「社協だより」やホームページ等を活用した広報・啓発活動
- ウ. 企業等（法人会員や地域イベント）への講師紹介・派遣

③日常生活自立支援事業(メニュー事業)

地域で暮らす軽度の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の自立を支援するしくみづくりを行うために、研修会及び講演会を開催する。

7. ボランティア活動推進事業

地域のボランティア活動推進を目的とした事業を実施すると共にボランティアの機能充実を図る。

①ボランティア養成事業

地域住民の福祉ボランティアへの理解を深めることを目的に、福祉ボランティア活動に関する養成講座、研修会などを開催する。また、思いやりの心を育てるための福祉教育、福祉ボランティア育成の取り組みを行う。

ア. 児童・生徒ボランティア育成事業

- ①中学生向けボランティア講座
- ②高校生向けボランティア講座

イ. 一般向け福祉ボランティア養成事業

- ①福祉教育ボランティア養成講座
- ②傾聴講座
- ③ちょこっと生活ボランティア養成講座
- ④障がい者支援ボランティア養成講座
- ⑤地域で子育てボランティア養成講座
- ⑥働く世代向けボランティア養成講座

ウ. ボランティアスキルアップ事業

- ①ボランティアスキルアップ講座

②ボランティアコーディネート事業

市内の地域福祉の充実をめざし、支援を受けたい人(ニーズ把握)と、支援したい人(ボランティア)をつなぐ、ボランティアコーディネートの充実を図る。

- ア. ボランティアセンターについての周知
- イ. ボランティアに関するニーズ把握と個人・団体ボランティアの登録、更新、情報提供等に関する体制の見直しと再整備
- ウ. ボランティアコーディネート用パソコン整備

③ボランティア交流事業

ボランティア団体の活動のさらなる充実を目的に、研修や情報交換を行うボランティア交流会開催。「岐阜県ボランティアフェスティバル」への参加する。

- ア. ボランティア交流会の開催
(年2回 定員100人・・・ボランティア連絡協議会と社協との共催)
- イ. 県社協主催ボランティア研修等参加

④ボランティア研修助成事業

登録ボランティア団体や登録ボランティア連絡協議会が行うスキルアップ研修、講習会などについて助成を行う。

- ア. 登録ボランティア団体研修助成
- イ. ボランティア連絡協議会活動助成

⑤ボランティア広報啓発事業

福祉ボランティアセンターの役割や登録ボランティア団体などの活動を広く市民に周知することを目的に、福祉イベントに参加し活動紹介を行う。

- ア. 「社協だより」にボランティアセンターのページを設けて記事を掲載。
- イ. 健康福祉まつりでの登録ボランティア団体紹介コーナー設置。

⑥ボランティア活動用貸出機材整備事業

ボランティア団体活動に必要な機材を購入し、貸出をすることで継続的な活動の支援を行う。

ボランティア活動用貸出機材を整備し、各ボランティア団体に活用を促す。

⑦地域災害ボランティア普及事業

災害ボランティアセンターの機能や役割について一般住民の周知と、災害発生前からの体制整備と機能強化を図る。

- ア. 一般向け出前講座「災害ボランティアセンター研修」の実施
- イ. 「災害ボランティアセンター運営マニュアル実証訓練」の実施。
社協職員が、毎年マニュアル実証訓練を行うことで立ち上げ訓練の場とする。
- ウ. 実際に緊急時に使える書類や機器の整備。
- エ. 「災害ボランティアリーダー養成講座」の実施
- オ. 災害ボランティアセンター用パソコン整備
- カ. 災害ボランティアセンターの拠点整備のための資機材等の整備 (メニュー事業)

8. 歳末たすけあい事業

年末年始における要配慮者支援を目的とした福祉事業を実施する。

①歳末事業援助事業

歳末たすけあい募金配分金を市内福祉施設へ配分し、歳末の行事や利用者の援助を行う。福祉施設への事業費配分について検討を行う。

②地区社協共通事業 (歳末助け合い配分事業)

4 一県社協・市受託事業

岐阜県社会福祉協議会および中津川市から生活困窮者への相談援助や権利擁護、在宅福祉事業などについて受託することにより、多種多様な福祉ニーズに対応し、重層的な福祉サービスを展開します。

1. 資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯、高齢者、障がい者等の生活支援を目的に資金の貸付を行う。
（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付）

- ①県社協 生活福祉資金貸付事業
- ②県社協 相談体制整備事業

2. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者や障がい者などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常における金銭管理サービスなどを行う。

高齢者や精神・知的障がい者への福祉サービス利用援助と日常生活費の金銭管理の援助や日常生活に関する相談支援。

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな要因で生活に困窮している方に対し、自立相談支援事業等の支援を行うことで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

主任相談支援員、相談支援員、就労支援員により専門的な支援を行う。

- ①自立相談支援事業（必須事業）及び就労準備支援事業（任意事業）、家計改善支援事業（任意事業）の実施
- ②関係機関と連携した支援調整会議の開催。対象者…生活保護に至る前の生活困窮者（低所得、多重債務、引きこもり、ニート、うつ・精神障害、薬物依存、DV虐待、外国籍、派遣切等が要因）
- ③緊急支援用品や食糧等ういざバンクの整備。ういざバンク・緊急食糧支援「フードバンク」の活用。
（ういざバンクの周知・NPO法人セカンドハーベストとの連携）
- ④職場体験事業、生活一時金応援事業の実施
- ⑤引きこもりの方などを対象にした居場所づくり
（「パソコンカフェ」、「移動パソコンカフェ」、「ういざ畑」、「さくらんぼサロン」の実施）
- ⑥チラシの全戸配布、各地区民生委員会での事業に関する周知
- ⑦地域に向向いの相談窓口の開設（出張相談・移動パソコンカフェの実施）
- ⑧生活相談センター窓口の開設（毎週金曜日 午後1時30分から午後3時00分）

4. 生活支援体制整備事業（市受託事業）

協議体と連携しながら地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図る。
市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り等を重点的に推進する。

- ①生活支援コーディネーターの地域福祉のための人材育成。
- ②市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り。
- ③地域での支え合い活動の担い手養成のための講座開催。
- ④協議体会議の定期的開催。

5. 地域包括支援センター事業（市受託事業）

地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、福岡ふれあいセンター（旧：福岡介護予防拠点施設生きがいサロン）を拠点とし、中津川市北部地域（坂下・川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口）で事業を実施。

- ①社会福祉士、主任介護専門員、看護師等の専門職の配置と、様々な相談内容に対応できる体制整備
- ②地域とのつながりを深め、ネットワークの強化を図る。
社会資源や地域課題・福祉ニーズの把握と効果的・効率的な相談活動、適切な情報提供の実施
- ③高齢者実態把握、**介護予防教室の開催**、認知症家族の会（**介護者の集い**）、「食」のアセスメント、地域ケア会議の開催、**認知症の啓発（認知症サポーター養成講座、認知症カフェの実施）**

6. ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

育児や介護をしながらでも安心して働くことのできる環境づくりを目的に、会員登録（利用会員・サポート会員）を行い、地域の相互援助活動の連絡調整を行う。

- ①サポート会員の加入促進、会員加入の定期的な更新のための周知・広報活動の強化。
- ②サポート会員研修の開催。（サポート会員の育成を目的とした講座）
- ③生活体制整備事業との連携。

7. 集中型一般高齢者介護予防事業（市受託事業）

要介護認定を受けていない在宅高齢者を対象に、通所による健康づくりや介護予防、生きがいづくりを行う。

通称：あんきなクラブ。坂下、加子母、付知、福岡、蛭川、山口支所で実施。

- ①利用者のニーズに合わせた介護予防、生きがいづくりのための活動メニューの充実。
脳トレ、健康体操、コグニサイズ、ゲーム、手芸、工作、食事作りなどの実施。
- ②新規利用者の確保。
- ③地域包括支援センターなど地域関係機関との連携強化。
- ④担当者会議を開催し、事業所間の連携と情報の共有を図る。

8. 福祉センター管理運営事業（市受託事業）

落合地域福祉センター、坂下福祉センター、付知福祉センター、蛭川福祉センターの管理運営を行う。

福祉センターの管理運営の実施。多くの地域住民に施設を活用していただくための整備を行う。

9. 移送サービス事業（市受託事業）

福祉車両による通院の移送を行う。坂下、加子母、福岡、山口支所で実施。

- ①通院のための移送サービスの実施。（原則一月6回）
- ②安全で安心していただけるサービスの提供。

10. 配食サービス事業（市受託事業）

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象に食生活の支援と安否確認を目的に夕食の配達を行う。坂下、加子母、付知、福岡、山口支所で実施。

- ①対象となる世帯への食生活の支援と見守りの強化。
- ②配食サービスに関わるボランティアの育成と連携強化。
- ③事業の周知と広報活動の強化。

11. 日中一時支援事業（市受託事業）

家族の就労支援や一時的な休息のため、障がいのある人に活動の場を提供し見守りや社会適応のための訓練を実施する。

就労支援事業所てがの、加子母デイサービスセンターささゆり（共生型生活介護）
デイサービスセンター椿苑（共生型生活介護）で実施。

- ①家族の支援とご本人の見守りの強化。

5 一障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス事業を展開し、地域の障がい者の自立と社会参加のための支援を行います。

1. 障がい者居宅介護事業（障害福祉サービス）

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。障害者総合支援法による身体障がい、知的障がい、精神障がい者の訪問介護を行う。

- ①障がい者相談支援事業所、障がい者就労支援事業所など関係機関との連携強化。
- ②職員の介護技術や相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。
- ③事業の周知と新規利用者の確保。

2. 障がい者就労継続支援事業（障害福祉サービス）

地域の障がい者に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力を高め、その能力に応じた社会参加の支援を目的に、障害者総合支援法による「障がい者就労継続支援事業所」の運営を行う。

てがの事業所、坂下事業所、福岡事業所、付知事業所・加子母をサテライト事業所とし、計5か所で市内の障がい者の就労支援を行う。

- ①利用者の賃金向上のため請負事業の拡充。
- ②生活介護事業、地域活動支援センターの検討。
- ③利用者および利用者家族との交流、相談の機会の提供。
- ④地域住民との交流、ボランティアの受入の推進。
- ⑤サービス管理責任者の養成。
- ⑥職員の介護技術、相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。

3. 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス）

障がい者やその家族が地域で安心して快適な生活を送るために、日常生活や社会生活などの様々な相談援助や情報提供、障害福祉サービス等利用支援を行うことを目的に、障害者総合支援法による「指定特定相談支援事業所」の運営を行う。市内の障がい者施設担当者などとの連絡会を定期的に行い、情報を共有し、関係者間の連携会議を行う。

- ①サービス利用支援、継続サービス利用支援の実施。
- ②利用者のニーズ把握と必要なサービスの精査。
- ③職員の相談援助技術などの向上とサービスの質の向上。
- ④地域活動支援センターの検討、実施。
- ⑤関係機関との連携強化。
- ⑥相談支援従事者の養成。

4. 共生型生活介護事業（障害福祉サービス）

障がいのある方を介護保険のデイサービスセンターで受入れ、入浴・排泄・食事等の介護を行います。

- ①利用者のニーズを拾い上げ、楽しんで過ごしていただける取組を行う。

6 一介護保険事業

利用者の求めるサービスを把握し、認知症や介護予防など地域包括ケアシステムを見据えた事業を展開する。

1. 通所介護事業（介護保険事業）

通所により、入浴、食事、レクリエーションなどの日中の介護や生きがいづくりを行う通所介護事業所（デイサービスセンター）を運営する。

坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に事業所を設置。

- ①安全で安心できるサービス提供と利用者やその家族などへの接遇・マナーの向上。
- ②個別機能訓練加算を取得する。
- ③タブレットを活用することで事務量を減らし利用者対応の時間を充実させる。
- ④地域行事への参加、ボランティアの積極的な受け入れ、事業の周知・広報活動の強化。
- ⑤関係機関との連携強化。
- ⑥社協事業所間の協力体制の確立。
- ⑦業務効率化の仕組みを作るため、事業所を指定し研修を行う。

2. 訪問介護事業（介護保険事業）

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。訪問介護員（ホームヘルパー）が、高齢者宅で食事、入浴、排せつの介助や家事、生活上の援助を行う。

- ①終末期の在宅介護への理解促進と質の高い介護サービスの提供。
- ②自立生活支援と介護度の重度化防止のための見守支援の充実。
- ③職員の介護技術の向上と職員同士の情報共有の強化。
- ④医療機関など関係機関との連携強化。
- ⑤特定事業所加算を取得する。

3. 短期入所生活介護事業（介護保険事業） （基準該当サービス）

短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護を行い、介護者の負担軽減等を図ることを目的に短期入所生活介護（ショートステイ）事業所を運営する。蛭川に事業所を設置。

- ①利用者の安定的な確保に向けた質の高い介護サービスの提供。
- ②利用者の生活スタイルを採り入れたサービスの提供。
- ③夜間時対応の強化。
（夜勤職員の確保、夜間の防災訓練の実施、停電時の対応、環境整備）
- ④利用者や家族へのアンケートによる満足度調査を行う。

7—公益事業

地域の公益的活動の視点を持ちながら、地域包括支援をめざした事業展開を行います。

1. 訪問看護ステーション事業（介護保険事業）

疾患等を抱えている人について、主治医の指示書のもとに看護師が訪問し、療養上の世話や診療の補佐を行う。福岡に事業所を設置。各研修会への参加。

- ①質の高い在宅看護サービスの提供。
- ②感染症対策の強化と業務の効率化。（スタッフ会議での情報共有、研修への参加など）
- ③医師、薬剤師、サービス事業者、介護支援専門員などとの連携強化。
- ④事業の周知、広報活動の強化。
- ⑤ICTの活用と業務の効率化。

2. 居宅介護支援事業（介護保険事業）

介護（介護予防）サービスを利用するための「居宅介護サービス計画(ケアプラン)」の作成と各介護サービス事業所等との連絡調整を行う。

本所、坂下、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に7事業所を設置。また、介護予防については市からの受託事業を行う。

- ①利用者や家族に寄り添った迅速かつ丁寧な相談対応、アセスメントの充実。
- ②関係機関との連携強化と地域の社会資源の活用による地域包括ケアの推進。
- ③各種加算の取得と質の高いサービスの提供。
- ④利用者情報などの適正な管理と業務の効率化の推進。
- ⑤事業所の配置を検討し収支をあげる。

3. 介護タクシー事業

要介護者、要支援者、障がい者等一人では移動や公共交通機関の利用が困難な方が病院等への移送手段の確保のためタクシー事業を行う。山口支所で実施。

- ①安全で安心できるサービスの提供。
- ②今後の事業の方向性についての検討。

8—収益事業

収益を目的とした事業を展開することで、自主財源を確保し、その収益金を地域の社会福祉事業に還元します。

1. 婚礼衣装貸出事業

ウェディングドレス等婚礼衣装の貸出しを行い、その収益を活用し、地域福祉事業の充実を図る。福岡に事業所を設置。

- ①利用促進のためのホームページやタウン誌、地域行事などでのPR活動の実施。
- ②接客技術と専門知識の向上と満足していただけるサービスの充実。
- ③運営委員による安定経営のための検討。